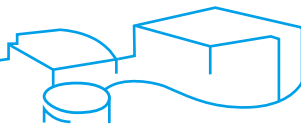


お知らせ information



ロコモティブシンドローム(運動器症候群)予防教室を開催

運動器の障がいにより、歩行や立ち座りなどの日常生活に支障が出てしまう症状(ロコモティブシンドローム)を予防する教室を開催します。

日にち・内容

- (第1回) 10月9日(火)
- (第2回) 10月18日(木)
- (第3回) 10月30日(火)
- (第4回) 11月12日(月)
- (第5回) 11月26日(月)
- (第6回) 12月11日(火)
- (第7回) 12月27日(木)

第1回は講義のみ、第2回以降は講義と実技指導

時間

午前10時～午前11時30分

場所

町保健センター(町オアシスセンター内)

対象

どちらも当てはまる方

- ▽ 町内在住の65歳以上の方(運動制限などのある方は、ご遠慮いただく場合があります)
- ▽ 全ての回に参加可能な方

定員

25人(定員を超えた場合は初めて参加する方を優先し、抽選します)

参加費

無料

持ち物

筆記用具、タオル、水分補給のお茶
※ 動きやすい服装で参加してください。

講師

医師、理学療法士

申込期限

9月20日(木)

申し込み・問い合わせ先

電話または直接町保健センター窓口で申し込みください。
健康介護課保健係
☎(48) 1111(内1521)

平成29年度の公文書公開・個人情報開示実施状況

阿久比町情報公開条例と阿久比町個人情報保護条例に基づき、平成29年度の公文書公開の実施状況と個人情報開示の実施状況を公表します。

公文書公開

請求件数 43件

公開、部分公開、非公開、却下の件数

- ▽ 公開 25件
- ▽ 部分公開 12件
- ▽ 非公開 2件
- ▽ 却下 4件

不服申し立ての件数 0件

個人情報開示

請求件数 2件

開示、訂正、利用停止などの件数

- ▽ 開示 2件

是正の申し立ての件数 0件

不服申し立ての件数 0件

問い合わせ先

総務課庶務係
☎(48) 1111(内1309)

9月1日から9月10日までは「屋外広告物適正化旬間」

貼り紙、貼り札、立て看板、広告板、広告塔などの屋外広告物の設置は、まちの美観や自然環境を守るため、愛知県屋外広告物条例による一定の制限があります。屋外広告物を設置するときは、事前に建設環境課へ相談し、規制内容を確認してください。

県内で屋外広告業を営むためには、事前に知事の登録を受ける必要があります。(名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市は別制度)

屋外広告物条例を守り、美しい愛知づくりを進めてください。

問い合わせ先

建設環境課都市計画係
☎(48) 1111(内1213・1214)

住宅用太陽光発電システムを新設する方に補助金を交付

地球温暖化防止策の一環として、町民のクリーンエネルギーの利用を積極的に支援し、環境への負荷が少ない循環型社会の形成を図ることを目的として、住宅用太陽光発電システムを新規に設置する方に補助金を交付しています。**必ず設置前に申請してください。**

対象者

新たに次の対象システムを町内の住宅に設置する方で、町税を滞納していない方

対象システム

低圧発電線と逆流有りで連係し、太陽光パネルの最大出力が10キロワット未満の太陽光発電システム(未使用品に限る)

補助金額

対象システムを構成する太陽光パネルの最大出力(単位はキロワットとし、小数点第2位を四捨五入)に2万円を乗じた額(上限8万円)

申請方法など

申請書類を建設環境課に提出してください。(先着順)申請書類は建設環境課窓口で配布しています。町ホームページからもダウンロードできます。

(<http://www.town.agui.lg.jp/ka/taiyoukou.html>)

問い合わせ先

建設環境課環境係
☎(48) 1111(内1211・1212)

成年後見フォーラムを開催～みんなで成年後見制度にふれる・学ぶ・考え合う～

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がいで判断能力が不十分な方の権利や財産を守るための制度です。制度について広く地域の皆さんに知っていただくために、身近な出来事をクイズ形式の寸劇で分かりやすく説明します。参加費は無料で、事前申し込みは必要ありません。

日時

9月29日(土)午後1時30分～午後4時

場所

アグピアホール(中央公民館多目的ホール)

定員

200人

内容

- ▽ 「権利擁護とは?成年後見制度とは?」
- ▽ バラエティー「成年後見微笑百科」
- ▽ 「グループで聞き合い・話し合いましょう」

問い合わせ先

知多地域成年後見センター
☎0562(39) 2663